

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十七日

奈良県人事委員会委員長 森 宏 之

### 奈良県人事委員会規則第二十号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年三月奈良県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二第十二項中「期間。」を「期間」に改め、同表第十九項中「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして人事委員会が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち人事委員会が定めるものへの参加をする」に改める。

### 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。